

# 子育て短期支援事業 (ショートステイ)



保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設において、おこさまを一定期間、養育・保護を行う事業です。

## 利用対象

幸田町に住民票のある満18歳未満の児童

## 利用期間

原則として7日以内（1泊2日の場合、利用日は2日間となります）

## 利用料

（1日あたり/人）

利用世帯の区分	こどもの年齢	利用者負担額
生活保護世帯	2歳未満	0円
	2歳以上	0円
町民税非課税世帯	2歳未満	1,100円
	2歳以上	1,000円
その他の世帯	2歳未満	5,350円
	2歳以上	2,750円

※おこさまの健康状態や施設の空き状況により、お預かりできないことがあります。

※施設までの送迎は保護者等で行っていただきます。

※別途、食事代がかかる場合があります。

## 利用方法

- ・利用を希望される方はこども家庭センターまでご相談ください。
- ・こども家庭センター窓口で利用手続きを行っていただきます。
- ・利用施設が決定しましたら、ご利用いただけます。
- ・利用後、請求情報をお送りいたします。期限までに利用料をお支払いください。



(問い合わせ先)

幸田町こども課こども家庭センター

電話 0564-64-1226